

令和元年度版

竹原市あんしん住宅改修助成事業 募集要項

竹原市都市整備課住宅建築係

1 事業の目的

竹原市民が安心して安全な生活が送れるよう住宅改修の費用の一部を助成することにより居住環境の質の向上を支援する。

2 事業の内容

(1) 事業の要件

次の①～③のすべての要件に該当するもの。

①補助対象者

市内に居住している、又は改修工事後に速やかに市内に居住する予定の非課税世帯で、住宅（自己が居住の用に供するもの）を改修する者。ただし、賃貸の用に供する長屋・共同住宅は除く。

②市民税等（市民税，固定資産税，軽自動車税，国民健康保険税，介護保険料，水道使用料，下水道使用料，住宅使用料及び保育料）の滞納がない世帯

③補助対象工事

次のア～エのすべての要件に該当するもの。

ア 工事種別

別紙 1 の①～⑩のうち、いずれかに該当する改修工事

イ 施工者

市内に事業所がある個人事業主又は法人で改修工事を施工するもの

ウ 工事期間

補助金の交付決定通知（以下、「交付決定通知」という。）の日以後工事を着手し、令和2年2月28日（金）までに工事を完了するもの

エ 工事に要する最低費用

アの工事に要する費用（以下、「補助対象費用」という。）が10万円以上であるもの

(2) 補助対象となる費用及び補助率，補助限度額について

①補助対象費用

(1) ③の要件に該当する改修工事に要する費用

②補助率

補助対象費用の 1/2 以内

③補助限度額

申請 1 件あたりの補助限度額 20 万円

(3) 補助対象期間

交付決定通知の日から令和2年2月28日（金）まで

この期間内に工事着手→工事完了→工事代金の支払い→完了実績報告まで行うものが補助対象となる。

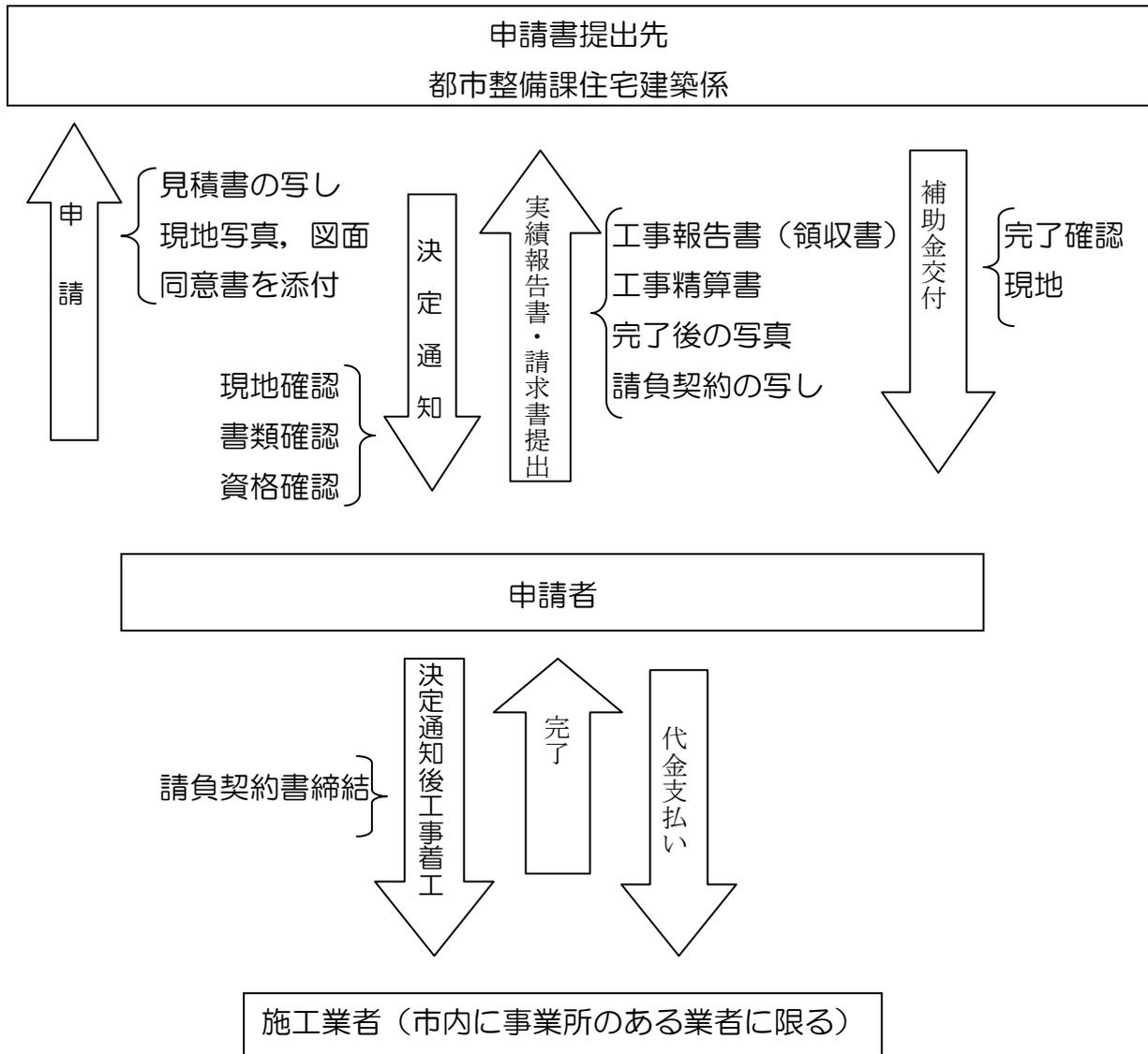
※工事完了から30日以内に完了実績報告書を提出する必要がある。

(4) 主なスケジュール

時 期	手続き	内容
令和元年6月5日（水） ） 令和2年1月31日（金）	申請（見積書，同意書等添付）	・内容確認 ・現地確認 ・資格確認
令和元年6月～令和2年2月	交付決定通知	・決定通知後に工事開始。 決定前に開始した場合は 交付しない。
工事完了 令和2年2月28日(金)まで に完了すること	実績報告，補助金請求書，請負 契約書の写し等提出	・現地確認 ・内容確認
確認後	補助金の支払い	

※申請から交付決定通知まで3週間はかかりますので，申請から最低でも3週間は工事の着工はできません。

フロー図



(5) 補助対象外となる工事について

次に該当する工事等は補助対象となりません。

- ①居住の用に供しない部分の工事
- ②家庭用電化製品の購入及び設置
- ③電磁調理器，ガスコンロその他調理器具のみの設置
- ④電話又はインターネットの配線工事
- ⑤改修工事を伴わない解体工事
- ⑥テーブル，椅子，タンス，カーテン等の家具類の購入及び取付
- ⑦設計図書を作成，諸手続きに係る費用

- ⑧介護保険法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく制度の給付を受けて行う住宅改修工事
- ⑨消費税又は地方消費税
- ⑩その他市長が補助金の交付の対象として適当でないと認めるもの

3 事業実施の方法

この事業は、交付申請、交付決定、工事実施、完了報告、請求の手続きを経て行われます。

(1) 申請 ※先着順（予算の範囲内）

この補助を受けようとする者は、受付期間内に次の書類を窓口へ提出してください。

ア 受付期間 令和元年6月5日（水）～ 令和2年1月31日（金）

※受付期間内であっても申込者多数の場合や予算を超過した場合は早期に受付を終了することがあります。

【提出書類】

交付申請書（様式第1号）

イ 添付書類

- ・見積書の写し（内訳書を添付すること。一式では受け付け出来ません）
- ・対象工事箇所の写真及び図面
- ・個人情報閲覧に関する同意書
- ・住民票（改修工事後に速やかに市内に居住する予定の者）
- ・運転免許証又は健康保険証等の写し
- ・その他市長が必要と認めるもの

(2) 交付決定

申請後内容を審査した上で、交付を決定します。交付決定を受けた後に工事に着工してください。

(3) 変更交付申請

補助事業者で、事業の内容を変更するときは、変更に係る工事の着手前に、次の書類を窓口へ提出してください。

提出種類

(ア) 変更交付申請書（様式第2号）

(イ) 添付書類 交付申請の添付書類のうち、変更部分に係るもの

(4) 交付申請の取下げ

補助事業者は、交付申請を取り下げるときは、次の提出書類を受付窓口に提出してください。

提出書類：申請取下届（様式第3号）

(5) 完了実績報告

補助事業者は工事が完了したときは、次の提出書類を受付窓口に提出してください。

ア 受付期間 工事完了日から30日以内、又は令和2年2月28日（金）までのいずれか早い日まで。

【提出書類】

実績報告書（様式第4号）

補助金請求書（様式第5号）

(イ) 添付書類

- ・事業報告書（様式第6号、領収書の添付を要す）
- ・工事精算書（請求書及び内訳書）
- ・請負契約書の写し
- ・完了後の写真
- ・その他市長が必要と認めるもの

(6) 補助金の交付

完了の現地確認を行い、適正に実施してあることを確認した上で、補助金を支払います。

4 その他注意事項

(1) 交付申請について

- ①申請者は補助対象者となります。施工者が申請者となることはありません。
- ②改修工事後に速やかに市内に居住する予定の者については、住民票の提出が必要となります。
- ③交付申請は、申請者、又は1戸の住宅について1回限りです。過去に交付を受けた住戸は補助対象外となります。

(2) 工事について

- ①工事の着工は、交付決定通知の後となります。通知前に工事着工した場合は、補助金を交付できません。通知前に工事を着工していないことを確認するため交付申請

書の受付後に現地調査を行います。

②工事を行うにあたっては、該当するあらゆる法令を遵守してください。

(3) 改修工事内容の確認方法

改修工事の内容が事業の要件に該当していることを確認するため、完了実績報告書の受付後に現地調査を行います。

(4) 交付決定の取消，補助金の返還について

万一，補助金の交付を受けた者が，補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件等に基づく市長の処分に違反したときは，交付の決定を取消し，補助金の返還を命じることがあります。

(5) 調査等への協力

この補助事業を受けて改修工事を行った施工者，又は住宅については，市による調査への協力を依頼することがあります。又，この事業の実施状況についての経過報告，対象住宅の現地調査を求めることがあります。

こうした調査等へのご協力をよろしくお願いいたします。

(6) 個人情報利用目的

取得した個人情報については，申請等に係る事務処理及び事業の要件の審査に利用するほか，アンケート等の調査において利用することがあります。

【受付窓口】

竹原市役所：都市整備課 住宅建築係（2階）

【お問い合わせ先】

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号
竹原市建設部都市整備課住宅建築係
TEL 0846-22-7749

竹原市あんしん住宅改修助成事業 補助対象工事一覧

工事箇所	番号	補助対象工事一覧	備考
居室の用に供する部屋	①	居住環境の向上のために行う次のいずれかの工事	ア 模様替えとは、室内の壁、床、天井の仕上げ材（断熱、下地材を含む）を改修する工事のことをいう。
	ア	部屋の模様替え	
	イ	寝室、居間、食堂室、台所の位置を変更するためのもの（居間、食堂室、台所については、間仕切壁の変更を伴うものに限る。）	
	ウ	台所設備を設置、又は取替えるもの（電磁調理器、ガスコンロ等の調理器具のみの設置は除く。）	
通路 出入口 玄関 階段	②	住戸内を快適に移動するために行う次のいずれかの工事	エ 開き戸等のドアノブをレバーハンドル等とするものを含む。
	ア	通路、出入口、玄関、階段の幅を拡張するもの	
	イ	通路、出入口、玄関の段差の解消、又は段差を小さくするもの	
	ウ	通路、出入口、玄関、階段に手すり・滑り止めを設置するもの	
	エ	出入口等の戸を引戸に変更するもの	
浴室 脱衣室	③	浴室を改良するために行う次のいずれかの工事	
	ア	浴室の面積を増加させる、またはユニットバス化するもの	
	イ	浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替えるもの	
	ウ	浴室、脱衣室に手すりを設置するもの	
便所	④	便所を改良するために行う次のいずれかの工事	
	ア	便所の床面積を増加させるもの	
	イ	腰掛け式の便器を設置するもの（和式から洋式への変更）	
	ウ	便所に手すりを設置するもの	
床	⑤	下階への騒音を軽減するために行う床仕上げ材の取替え工事・滑りにくい床材への変更	
ホームエレベーター	⑥	ホームエレベーター（階を昇降するものに限る。）を設置する工事	一戸建て住宅に限る。
その他	⑦	照明等のスイッチ（壁等に固定されているものに限る。）を大型のものに取替える工事	
	⑧	洗面設備等の水栓金具をレバー式等のものに取替える工事	
	⑨	公共下水道への接続に係る排水設備工事	
	⑩	外壁塗装、屋根の張替、雨漏り修繕、畳やクロス等の張替、窓ガラスを二重にする、結露防止窓への変更	